

開発許可申請手続に必要な書類 チェックシート

(記載されている書類以外についても、別途指示することがあります。)

※左端の番号は「都市計画法に基づく開発許可制度の手引」P73に一致しています。

○原本

△コピー

			正	副	控
□1	開発行為許可申請書	開発申請者実印押印・捺印(委任状添付の場合) 許可日から 日以内・着手日から 日以内	○	○	△
	委任する場合は委任状(委任者は開発者、受任者は設計者。復代理も可)添付		○	△	△
	印鑑証明書(委任日前3箇月以内)添付		○	△	△
□2	(設計者の資格が必要な場合)設計者の資格に関する申告書	※京都市に登録あれば不要	○	△	△
	卒業証明書・資格証明書・実務経験証明書ほか必要書類添付		△	△	△
□3	設計説明書3-1(設計の方針等)		○	△	△
	設計説明書3-2(公共施設等の整備計画)		○	△	△
	設計説明書3-3(公共施設の管理者等に関する書類)		○	△	△
□4,5,6	公共施設の管理者同意書(法第32条同意)及び協議書(法第32条協議)		△	○	△
	・認定道路・里道・市有水路…道路河川管理課		△	○	△
	・公園…みどり政策推進室	・農業用水路…農林企画課	△	○	△
	・消防…警防課	・一級河川…京都土木事務所等	△	○	△
	・下水道…各管路管理センター	・砂防河川…京都土木事務所等	△	○	△
	・上水道…各営業所		△	○	△
	事前協議各関係課の回答の整理一覧表		○	△	△
□7	他の法律、条令による許可書等の写し		△	△	△
	私道接続同意書・通行同意書(位置指定道路等に接続する場合)		○	△	△
	京都市水路等管理条例第9条許可…農林企画課(申請・協議は各農業振興センター)、 道路河川管理課(申請・協議は各土木みどり事務所)		△	○	△
	水利権がある場合…各土地改良区等		△	○	△
	土地区画整理法第76条許可…各区画整理事業担当課		△	○	△
	生産緑地解除の確認、都市計画法第53条許可…都市計画課		△	△	△
	文化財保護事前指導済証or証明書…文化財保護課		△	△	△
□8	開発区域の土地又はその土地にある工作物に関する調書	抵当権者等(乙区)の記入要	○	△	△
□9	土地建物登記全部事項証明書(開発区域の土地又はその土地にある工作物)(許可申請日前3箇月以内)		○	△	△
□10	土地所有者等の同意書	実印押印 抵当権者等(乙区)の同意書要	○	△	△
	印鑑証明書(同意日前3箇月以内。ただし、許可申請日前1年以内に限る。)添付		○	△	△
□11	隣接する土地に関する調書		○	△	△
□12	承諾書	認印で良い 承諾が取れない場合は理由書を添付	○	△	△
□13	資金計画書	※自己の居住用又は1ha未満の自己の業務用の開発行為の場合不要 (宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を要するものを除く。)	○	△	△
	預金残高証明書		○	△	△
	融資証明書		○	△	△
□14	開発許可申請者の資力及び信用に関する申告書	※自己の居住用又は1ha未満の自己の業務用の開発行為の場合不要 (宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を要するものを除く。)	○	△	△
	直近の納税証明書(納税額は納期未到来分含めて記入)添付		○	△	△
	法人税(法人以外は所得税)…各税務署発行		○	△	△
	(法人)府民税…各府税事務所発行		○	△	△
	(法人)市民税・固定資産税…市区役所発行		○	△	△
	申請者が宅地建物取引業者の場合…宅地建物取引業者免許証の写し添付		△	△	△
	法人の場合…法人履歴事項全部証明書(許可申請日前3箇月以内)		○	△	△
□15	暴力団員等に該当しない旨の誓約書		○	△	△
□16	工事施行者の能力に関する申告書(納税証明書不要)	※自己の居住用又は1ha未満の自己の業務用の開発行為の場合不要 (宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を要するものを除く。)	○	△	△
	法人の場合…法人現在事項全部証明書(許可申請日前3箇月以内)		○	△	△
	建設業法による許可通知書の写し添付		△	△	△

□	計算書		○	△	△
	土量計算書		○	△	△
	構造物設計計算書及び安定計算書		○	△	△
	流量計算書		○	△	△
□	現況写真	開発区域を朱線で示す。撮影場所記載	○	○	○
□	図面袋	A4サイズ 表に図面内容目次記載	○	○	○